

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県伊達市長

公表日

令和2年8月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>伊達市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、伊達市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的去るものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>伊達市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪住民票の写等のコンビニ交付に関する事務</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 既存住民基本台帳システム2. 住民基本台帳ネットワークシステム3. 団体内統合宛名システム4. 中間サーバー5. 各種証明書コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 番号法<ul style="list-style-type: none">・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等)2. 住基法<ul style="list-style-type: none">・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供ができる根拠法令】</p> <p>番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119、120の項)</p> <p>別表第二の1項関係: 第1条(健康保険法関係)</p> <p>別表第二の2項関係: 第2条(健康保険法関係)</p> <p>別表第二の3項関係: 第3条(健康保険法関係)</p> <p>別表第二の4項関係: 第4条(船員保険法関係)</p> <p>別表第二の6項関係: 第6条(船員保険法関係)</p> <p>別表第二の8項関係: 第7条(児童福祉法関係)</p> <p>別表第二の9項関係: 第8条(児童福祉法関係)</p> <p>別表第二の11項関係: 第10条(児童福祉法関係)</p> <p>別表第二の16項関係: 第12条(児童福祉法関係)</p> <p>別表第二の18項関係: 第13条(予防接種法関係)</p> <p>別表第二の20項関係: 第14条(身体障害者福祉法関係)</p> <p>別表第二の23項関係: 第16条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等関係)</p> <p>別表第二の27項関係: 第20条(地方税法関係)</p> <p>別表第二の30項関係: 条項未制定(社会福祉法関係)</p> <p>別表第二の31項関係: 第22条(公営住宅法関係)</p> <p>別表第二の34項関係: 第22条の3(私立学校教職員共済法関係)</p> <p>別表第二の35項関係: 第22条の4(厚生年金保険法関係)</p> <p>別表第二の37項関係: 第23条(特別支援学校への就学奨励に関する法律等関係)</p> <p>別表第二の38項関係: 第24条(学校保健安全法関係)</p> <p>別表第二の39項関係: 第24条の2(国家公務員共済組合法関係)</p> <p>別表第二の40項関係: 第24条の3(国家公務員共済組合法関係)</p> <p>別表第二の42項関係: 第25条(国民健康保険法関係)</p> <p>別表第二の48項関係: 第26条の3(国民年金法関係)</p> <p>別表第二の53項関係: 第27条(知的障害者福祉法関係)</p> <p>別表第二の54項関係: 第28条(住宅地区改良法関係)</p> <p>別表第二の57項関係: 第31条(児童扶養手当法関係)</p> <p>別表第二の58項関係: 第31条の2(地方公務員等共済組合法関係)</p> <p>別表第二の59項関係: 第31条の3(地方公務員等共済組合法関係)</p> <p>別表第二の61項関係: 第32条(老人福祉法関係)</p> <p>別表第二の62項関係: 第33条(老人福祉法関係)</p> <p>別表第二の66項関係: 第37条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律関係)</p> <p>別表第二の67項関係: 第38条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律関係)</p> <p>別表第二の70項関係: 第39条(母子保健法関係)</p> <p>別表第二の74項関係: 第40条(児童手当法関係)</p> <p>別表第二の77項関係: 第41条(雇用保険法関係)</p> <p>別表第二の80項関係: 第43条(高齢者の医療の確保に関する法律関係)</p> <p>別表第二の84項関係: 第43条の3(厚生年金保険法関係)</p> <p>別表第二の85の2項関係: 第43条の4(特定優良賃貸住宅の促進に関する法律関係)</p> <p>別表第二の89項関係: 条項未制定(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係)</p> <p>別表第二の91項関係: 第44条の2(厚生年金保険法関係)</p> <p>別表第二の92項関係: 第45条(厚生年金保険法関係)</p> <p>別表第二の94項関係: 第47条(介護保険法関係)</p> <p>別表第二の96項関係: 第48条(被災者生活再建支援法関係)</p> <p>別表第二の97項関係: 第49条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)</p> <p>別表第二の101項関係: 第49条の2(厚生年金保険法関係)</p> <p>別表第二の102項関係: 第50条(廃止前農林共済法関係)</p> <p>別表第二の103項関係: 第51条(独立行政法人農業者年金基金法関係)</p> <p>別表第二の105項関係: 条項未制定(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法関係)</p> <p>別表第二の106項関係: 第53条(独立行政法人日本学生支援機構法関係)</p> <p>別表第二の108項関係: 第55条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)</p> <p>別表第二の111項関係: 第56条(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則関係)</p> <p>別表第二の112項関係: 第57条(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律関係)</p> <p>別表第二の113項関係: 第58条(高等学校等就学支援金の支給に関する法律関係)</p> <p>別表第二の114項関係: 第59条(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係)</p> <p>別表第二の116項関係: 第59条の2(子ども・子育て支援法関係)</p> <p>別表第二の117項関係: 条項未制定(年金生活者支援給付金の支給に関する法律関係)</p> <p>別表第二の119項関係: 第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律関係)</p> <p>別表第二の120項関係: 条項未制定(難病の患者に対する医療等に関する法律関係)</p> <p>【情報参照ができる根拠法令】</p> <p>なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊達市役所総務部総務課 960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>【既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステムに関して】 伊達市役所市民生活部市民課 960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-0205</p> <p>【団体内統合宛名システム、中間サーバー に関して】 伊達市役所総務部総務課 960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1111</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5.②所属長	藤田 隆	菊田 永子	事後	人事異動のため
平成29年8月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成27年1月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年8月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成27年1月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I 5.②所属長	菊田 永子	吉田 浩幸	事後	人事異動のため
平成30年9月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 4.②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)</p>	<p>【情報提供ができる根拠法令】 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119、120の項) 《中略》、主務省令の条項を追記</p> <p>【情報参照ができる根拠法令】 なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令を追記)
令和1年6月26日	II 1.「いつ時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II 2.「いつ時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	伊達市役所市民生活部市民課 960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-0205	<p>【既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステムに関して】 伊達市役所市民生活部市民課 960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-0205</p> <p>【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1111</p>	事後	システムごとの連絡先へ修正
令和1年6月26日	IVリスク対策	-	記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式改正のため
令和1年9月18日	I 1.②事務の概要	(略) ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 (略)	(略) ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪住民票の写等のコンビニ交付に関する事務 (略)	事後	
令和1年9月18日	I 1.③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 各種証明書コンビニ交付システム	事後	
令和1年9月18日	IVリスク対策	-	記載のとおり	事後	再確認に伴う記述内容変更のため
令和2年7月28日	I 4.②法令上の根拠		別表第二の97項関係:第49条((感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)を追記	事後	
令和2年7月28日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年7月28日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	